

## 19 監査公表第 3 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表する。

平成 19 年 2 月 1 日

福岡市監査委員	川	口	浩
同	高	田	保男
同	竹	本	忠弘
同	福	田	健

### 監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

## 第 1 監査の種類，対象及び区分

### 1 出資団体監査

- (1) 財団法人福岡市水道サービス公社（事務監査・工事監査）
- (2) 財団法人福岡市文化芸術振興財団（事務監査）
- (3) 財団法人福岡コンベンションセンター（事務監査）
- (4) 福岡タワー株式会社（事務監査）
- (5) 財団法人九州システム情報技術研究所（事務監査）
- (6) 財団法人福岡市交通事業振興会（事務監査）

### 2 財政援助団体監査

- (1) アジアフォーカス・福岡映画祭実行委員会（事務監査）
- (2) アジア太平洋フェスティバル実行委員会（事務監査）
- (3) 福岡市中学校体育大会運営委員会（事務監査）

## 第 2 団体の概要及び監査の結果等

### （出資団体監査）

監査は、出資に係る出納その他の事務が適正に行われているかを主眼として、事務監査は抽出した諸帳簿等関係書類を、工事監査は別表の工事等に係る関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じ現地調査を行った。

### 1 財団法人福岡市水道サービス公社

#### (1) 団体の概要

ア 基本財産 1,500 万円（平成 18 年 6 月 30 日現在）

イ 設立年月日 昭和 60 年 9 月 26 日

ウ 設立の目的 節水型都市づくりに対する市民の意識の啓発，水道利用者に対する便益増進等の事業を行い，もって福岡市水道事業の健全な発展と公共の福祉に寄与することを目的とする。

エ 事業内容 (ア) 節水思想の普及高揚に関すること

(イ) 給水装置の適正管理等に係る調査，指導及び広報・広聴に関すること

(ウ) 水源地域振興に対する協力に関すること

(エ) 福岡市から委託を受けて行う料金の徴収業務，水道施設等の維持管理業務その他水道事業に関すること

(オ) 水道法第 34 条の 2 第 2 項の規定に基づく簡易専用水道の定

### 期検査業務

(カ) 福岡市の配水管整備計画外における給水管の合理的先行布設及び維持管理に関すること

(キ) その他サービス公社の目的を達成するために必要な事業

オ 役員及び職員数 役員 9 人，職員 345 人(平成 18 年 7 月 1 日現在)

#### (2) 福岡市との関係

福岡市は、上記基本財産のうち 1,000 万円(出資率 66.7%)を出資している。また、総額 2,000 万円を限度とする貸付金について損失補償を行っている。

また、配水施設等維持管理業務等の委託を行い、その委託料総額は平成 17 年度において 40 億 3,747 万 8,849 円となっている。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣は 179 人、兼務は 6 人である。

#### (3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成 16 年 1 月から同 18 年 10 月まで

実施期間 平成 18 年 9 月 5 日から同年 10 月 2 日まで

(工事監査)対象期間 平成 15 年 10 月から同 18 年 5 月まで

実施期間 平成 18 年 8 月 1 日から同年 10 月 25 日まで

#### (4) 監査の結果

(事務監査)

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

(工事監査)

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

## 2 財団法人福岡市文化芸術振興財団

### (1) 団体の概要

ア 基本財産 2 億円(平成 18 年 6 月 30 日現在)

イ 設立年月日 平成 11 年 3 月 1 日

ウ 設立の目的 市民の文化活動の振興に関する事業を行い、もって市民の充実した生活の実現と薫り高い市民文化の創造に寄与することを目的とする。

エ 事業内容 (ア) 市民生活の振興に関する事業

(イ) 文化芸術活動者の支援・育成に関する事業

(ウ) 国内外との文化交流の促進に関する事業

(エ) 文化普及、広報事業の推進に関する事業

(オ) 福岡市の依頼による文化芸術事業の受託に関する事業

(カ) 福岡市の依頼による文化施設の管理及び運営の受託に関する事業

(キ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

オ 役員及び職員数 役員 18 人，職員 19 人(平成 18 年 7 月 1 日現在)

#### (2) 福岡市との関係

福岡市は、上記基本財産の全額を出資している。また、文化振興及び普及事業費等のため、平成 17 年度に 3 億 4,564 万 8,408 円の補助金を交付するとともに、総額 6 億円を限度とする貸付金及びこれに対する利息の合計額相当額について損失補償を行っている。

また、市民会館等の管理運営業務等の委託を行い、その委託料総額は平成 17 年度において 2 億 5,045 万 3,854 円となっている。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣は 10 人、兼務は 3 人である。

#### (3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成 15 年 12 月から同 18 年 10 月まで  
実施期間 平成 18 年 9 月 4 日から同年 10 月 3 日まで

- (4) 監査の結果  
監査の結果，特に指摘する事項はなかった。

### 3 財団法人福岡コンベンションセンター

#### (1) 団体の概要

ア 基本財産 2 億円 (平成 18 年 6 月 30 日現在)

イ 設立年月日 昭和 54 年 10 月 1 日

平成 15 年 4 月 1 日に「(財)福岡総合展示場」から改称

ウ 設立の目的 国際友好親善の促進につとめ，福岡市及び周辺の産業，貿易及び文化の振興を図り，もって福岡市の国際経済文化都市としての確立を目指すとともに，住民福祉の向上に寄与する。

エ 事業内容 (ア) 国際・国内会議，内外見本市・展示会並びに文化，スポーツ等各種催物の開催又は開催協力に関する事業  
(イ) 貿易情報資料の収集，提供等に関する事業  
(ウ) 前各号の事業の用に供するコンベンション施設の管理及び運営に関する事業  
(エ) その他目的達成に必要な事業

オ 役員及び職員数 役員 12 人，職員 29 人(平成 18 年 7 月 1 日現在)

#### (2) 福岡市との関係

福岡市は，上記基本財産のうち 1 億 8,500 万円(出資率 92.5%)を出資している。また，国際会議場及び国際センターの整備資金等の元利償還に対する助成として，平成 17 年度に 6 億 1,881 万 6,708 円の補助金を交付している。

また，国際会議場の管理運営の委託を行い，委託料総額は平成 17 年度において 3 億 5,981 万 312 円となっている。

上記役員及び職員数のうち，福岡市職員の派遣は 16 人，兼務は 3 人である。

#### (3) 監査の区分，対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成 14 年 10 月から同 18 年 9 月まで

実施期間 平成 18 年 8 月 29 日から同年 9 月 29 日まで

#### (4) 監査の結果

監査の結果，おおむね良好と認められたが，下記のとおり注意，改善を要する事項等が見受けられた。

##### ア 契約事務について注意を求めるもの

契約により業務を行う場合には，契約書及び仕様書等に基づき確実に業務を履行しなければならない。しかしながら，平成 17 年度「福岡国際会議場管理運営等業務委託」の受託契約において，次のような不適切な事例が見受けられたため，今後，契約事務については適切な事務処理を行うよう注意を求めるもの。

(ア) 契約書により，毎月，概算払いによる委託料を請求する際に，資金計画書を提出し，福岡市の承認を受けることとなっているにもかかわらず，設計変更時以外はすべて作成していなかった。

(イ) 仕様書により，収納金日計報告書及び同月計報告書を福岡市へ提出することとなっているにもかかわらず，すべて作成していなかった。

##### イ 駐車場用地の賃貸借事務について適正な事務処理を求めるもの

賃貸借により土地を借り受ける場合は，賃料その他必要な事項について事前に相手方と協議し，書面により契約を締結しなければならない。しかしながら，福岡国際会議場及びマリメッセ福岡駐車場用地において，市有地を借り受けているにもかかわらず，契約書を作成しないまま，当該駐車場に係る収益と費用の差額を賃料

として市へ納付していた。

平成18年度からは、当該駐車場を利用料金制により管理運営しているため賃貸借は発生していないが、今後、契約事務を行うに当たっては、関係規程等に則り、適正に事務処理を行われたい。

#### 4 福岡タワー株式会社

##### (1) 団体の概要

ア 資本金 30億円(平成18年6月30日現在)

イ 設立年月日 昭和62年10月14日

ウ 設立の目的 市政100周年を記念した福岡市のシンボル並びに同市の新たな観光資源、またテレビ・ラジオ等の各種電波の集合化を目的として計画された福岡タワーの建設及び管理運営を行うことを目的とする。

エ 事業内容 (ア) タワー等の観光・展望施設の運営  
(イ) 電波塔の管理運営  
(ウ) 放送通信施設設置及び通信情報収集並びに伝達処理に関する事業  
(エ) 音楽・美術・スポーツその他の文化的催事の運営  
(オ) 食堂、喫茶、売店施設の運営  
(カ) 駐車場の管理運営  
(キ) 不動産の賃貸  
(ク) 前各号に附帯し、関連する一切の事業

オ 役員及び職員数 役員13人、職員12人(平成18年7月1日現在)

##### (2) 福岡市との関係

福岡市は、上記資本金のうち10億円(出資率33.3%)を出資している。また、建設費用の借換資金として平成17年度に10億4,400万円の貸付を行っている。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の兼務は1人で派遣はない。

##### (3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成14年10月から同18年10月まで

実施期間 平成18年8月29日から同年10月5日まで

##### (4) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

#### 5 財団法人九州システム情報技術研究所

##### (1) 団体の概要

ア 基本財産 3億円(平成18年6月30日現在)

イ 設立年月日 平成7年12月25日

ウ 設立の目的 アジア太平洋を中心とした国際的な産学官の協調の下で、システム情報技術に関する研究開発、内外関係機関との交流及び協力、コンサルティング、情報の収集及び提供、人材育成等を行うことにより、地域の情報関連企業の技術力・研究開発力の向上及び情報科学・技術の発展と新文化の創造を図り、もって九州地域における情報産業の振興と経済社会の発展に資することを目的とする。

エ 事業内容 (ア) 九州地域におけるシステム情報技術に関する研究開発、内外関係機関との交流及び協力、コンサルティング、情報の収集及び提供、人材育成

(イ) その他この財団の目的を達成するために必要な事業

オ 役員及び職員数 役員18人、職員27人(平成18年7月1日現在)

##### (2) 福岡市との関係

福岡市は、上記基本財産のうち2億5,000万円(出資率83.3%)を出資している。また、管理運営費等の助成として平成17年度に2億5,374万5,252円の補助金を交付している。

また、福岡市電子市役所構築推進支援業務等の委託を行い、その委託料総額は平成17年度において1,221万7,800円となっている。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣は4人、兼務は1人である。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成14年12月から同18年10月まで

実施期間 平成18年8月29日から同年10月10日まで

(4) 監査の結果

監査の結果、おおむね良好と認められたが、下記のとおり注意、改善を要する事項等が見受けられた。

ア 決算事務等について注意を求めるもの

決算事務について、未収金の計上に当たっては、その内容を的確に把握したうえで行わなければならない。期中において計上している未収金の額に変更すべき事情が生じた場合及び経理処理に誤りがあった場合には、適正に処理しなければならない。しかしながら、平成17年度及び同18年度経理事務において次のような事例が見受けられ、平成17年度決算に誤りがあった。

今後、適正な決算事務及び経理事務を行うとともに、未収金の早期徴収に努められたい。

(ア) 平成17年度決算において、「インターネットを介した安全なバイオメトリクス認証～生体情報通信のセキュリティ強化に関する研究調査」外1件に係る受託料は、平成17年4月及び同年10月に受託事業収入として収入されているにもかかわらず、未収金として計上されていた。

(イ) 平成16年度、海外出張にかかる旅費について、支給対象でない支度料を支給していたため返還させる必要が生じたが、平成18年5月まで返還請求しないまま、平成16年度及び同17年度決算において未収金として計上されていた。また、支給することのできる旅券交付手数料を支給していなかったことから、旅券交付手数料相当額を差し引いて返還請求しているが、未収金は減額されていなかった。

(ウ) 平成17年9月支給の給与から控除した社会保険料の本人負担分に誤りがあったが、年度内に不足額が徴収されていないため、平成17年度決算において未収金として計上されていた。また、実査日現在においても徴収されていなかった。

6 財団法人福岡市交通事業振興会

(1) 団体の概要

ア 基本財産 1,000万円(平成18年6月30日現在)

イ 設立年月日 昭和56年1月5日

ウ 設立の目的 福岡市の交通問題に対する意識の啓発、交通道德の普及及び福岡市高速鉄道の乗客への便益増進等に関する事業を行い、もって福岡市の交通事業の健全な発展と公共の福祉に寄与することを目的とする。

エ 事業内容 (ア) 福岡市の交通問題に対する意識の啓発に関する事業

(イ) 交通道德の普及及び交通安全についての知識の啓蒙に関する事業

(ウ) 高速鉄道の乗客への便益増進に関する事業

- (I) 福岡市の委託を受けて行う高速鉄道に関する事業
- (オ) その他，会の目的を達成するために必要な事業

オ 役員及び職員数 役員 11 人，職員 23 人(平成 18 年 7 月 1 日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は，上記基本財産のうち 1,000 万円(出資率 100%)を出資している。また，高速鉄道の施設，設備の保守管理業務等の委託を行い，その委託料総額は平成 17 年度において 7 億 6,148 万 4 千円となっている。

なお，上記役員及び職員数のうち，福岡市職員の派遣は 9 人，兼務は 8 人である。

(3) 監査の区分，対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成 15 年 9 月から同 18 年 9 月まで

実施期間 平成 18 年 9 月 4 日から同年 9 月 7 日まで

(4) 監査の結果

監査の結果，特に指摘する事項はなかった。

( 財政援助団体監査 )

監査は，財政援助に係る出納その他の事務が適正に行われているかを主眼として，諸帳簿等関係書類を抽出により検査するとともに，関係職員から説明を聴取した。

1 アジアフォーカス・福岡映画祭実行委員会

(1) 団体の概要

ア 設立年月日 平成 3 年 6 月 11 日

イ 設立の目的 「アジアフォーカス・福岡映画祭」を健全かつ円滑に実施することを目的とする。

ウ 事業内容 (ア) 「アジアフォーカス・福岡映画祭」の運営全般に関すること  
(イ) その他本実行委員会の目的を達成するために必要な事業

エ 役員及び職員数 役員 46 人，職員 6 人(平成 18 年 7 月 1 日現在)

(2) 福岡市からの財政援助等

福岡市は，運営費として，平成 17 年度に 9,000 万円の負担金を交付している。

なお，上記役員及び職員のおうち，福岡市職員の兼務は 10 人で派遣はない。

(3) 監査の区分，対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成 13 年 10 月から同 18 年 10 月まで

実施期間 平成 18 年 10 月 5 日

(4) 監査の結果

監査の結果，特に指摘する事項はなかった。

2 アジア太平洋フェスティバル実行委員会

(1) 団体の概要

ア 設立年月日 平成 6 年 6 月 24 日

イ 設立の目的 福岡市で開催されるアジアマンス事業の一環としてアジア太平洋フェスティバルを行うことにより，市民のアジアに対する理解を深め，友好交流を促進することを目的とする。

ウ 事業内容 (ア) フェスティバルの企画に関すること

(イ) フェスティバルの運営・実施に関すること

(ウ) その他，実行委員会の目的を達成するために必要な事業

エ 役員及び職員数 役員 27 人，職員 3 人(平成 18 年 7 月 1 日現在)

(2) 福岡市からの財政援助等

福岡市は，運営費として，平成 17 年度に 5,000 万円の負担金を交付している。

なお，上記役員及び職員数のうち，福岡市職員の兼務は 6 人で派遣はない。

- (3) 監査の区分，対象期間及び実施期間  
(事務監査)対象期間 平成 14 年 10 月から同 18 年 10 月まで  
実施期間 平成 18 年 10 月 10 日から同年 10 月 11 日まで

- (4) 監査の結果  
監査の結果，特に指摘する事項はなかった。

### 3 福岡市中学校体育大会運営委員会

#### (1) 団体の概要

ア 設立年月日 昭和 45 年 6 月

イ 設立の目的 福岡市中学校体育大会の運営ならびに生徒の大会出場の補助を行い，もって本市中学校生徒の体育を振興し，心身の健全育成を図ることを目的とする。

ウ 事業内容 (ア) 福岡市中学校体育大会(区・市大会，新人大会)の運営  
(イ) 中学校体育大会(区・市大会，県大会，九州大会，全国大会，新人大会)に出場する生徒への参加費用の補助  
(ウ) その他その目的を達成するために必要な業務

エ 役員及び職員数 役員 49 人，職員 6 人(平成 18 年 7 月 1 日現在)

#### (2) 福岡市からの財政援助等

福岡市は，運営費として，平成 17 年度に 6,129 万 4,000 円の負担金を交付している。

なお，上記役員及び職員数のうち，福岡市職員の兼務は 4 人で派遣はない。

- (3) 監査の区分，対象期間及び実施期間  
(事務監査)対象期間 平成 13 年 9 月から同 18 年 10 月まで  
実施期間 平成 18 年 10 月 2 日

#### (4) 監査の結果

監査の結果，おおむね良好と認められたが，下記のとおり注意，改善を要する事項等が見受けられた。

ア 九州大会等の出場に伴う生徒出場旅費の精算に係る事務処理について注意を求めもの

福岡市中学校体育大会運営委員会の生徒出場旅費支給規程によると，九州大会等に生徒が出場する際に，旅費の概算支給を行った場合は，大会終了後，速やかに生徒出場旅費実績報告書の提出により精算を行うこととなっている。しかしながら，平成 17 年度の九州大会等の出場に伴う生徒出場旅費の精算に係る事務処理において，次のような事例が見受けられた。

今後，生徒出場旅費支給規程に具体的な期限を設定する等の見直しを行うとともに，精算に係る事務処理を速やかに行われたい。

(ア) 九州中学校体育大会生徒出場旅費の精算に係る事務処理において，学校からの実績報告書の提出が遅かったことや実績報告書の処理を事務局が数校分まとめて行っていたことにより，精算が旅行終了後，相当期間経過後になされていた。

(イ) 全国中学校体育大会生徒出場旅費の精算に係る事務処理において，学校からの実績報告書の提出が遅く，精算が旅行終了後，相当期間経過後になされていた。

別表

(財)福岡市水道サービス公社 抽出工事一覧表

工 事 名	契 約 金 額	工 期
配水管等修理単価契約請負工事B	当初 192,150,000円	平成15年 4月 1日から
	変更 197,384,615円	平成16年 3月31日まで
鉛製給水管更新単価契約請負工事 3	当初 36,540,000円	平成15年 5月 1日から
	変更 43,721,130円	平成16年 3月15日まで
漏水発生給水管取替単価契約請負工 事監督業務委託	8,820,000円	平成17年 6月 1日から 平成18年 2月28日まで
漏水防止調査委託 1 (単価契約)	当初 106,050,000円	平成16年 4月 1日から
	変更 112,158,912円	平成17年 3月30日まで
漏水発生給水管取替単価契約請負工 事	当初 289,800,000円	平成16年 4月 1日から
	変更 300,759,785円	平成17年 3月31日まで
半田橋外 1 2 箇所水管橋塗装工事	当初 8,505,000円	平成16年 1月16日から
	変更 8,261,400円	平成16年 3月28日まで
以上 6 件抽出		